



新潟市 けんこう 健幸づくり応援食品 認定制度



新潟市
City of NIIGATA

1 制度の概要

農産物を含む食品の高付加価値化や市民の健康増進を図るため、機能性に関する科学的報告がある成分を含む食品や、健康に配慮されている食品を、新潟市が認定する制度です。

新潟市に縁のある豊富で多様な食品



新たな付加価値

健康訴求



制度を活用することで、新潟市の認定文言および認定マークが表示できます！



認定食品のメリット

認定文言及びマークを表示することで…

他の食品との差別化、信頼性の向上

市が認定食品PRの機会を提供することで…

新たな販路の開拓、企業間連携の拡大

2 申請要件

対象者の要件 【要綱第2】

製造者、農業者（JA等の団体を含む）

対象食品の要件 【要綱第3】

加工食品	生鮮食品
<ul style="list-style-type: none">次の①～③のいずれかに当てはまること①市内に本社のある製造者・農業者が製造した食品②市内で製造した食品③主な原材料に市内産一次産品を使用した食品・サプリメントでないこと・日本食品標準成分表に掲載の同種の食品が含有する食塩相当量（ナトリウム含有量）を原則超えないこと <p>※同種の食品の掲載がない場合は、加工、製造過程で食塩又は食塩を含む原材料を添加していない食品であること。</p>	<ul style="list-style-type: none">市内生産であること

その他の要件 【要綱第3】

- アルコール飲料等や、ナトリウム、糖分等を過剰摂取させるものでないこと
- 同種の食品が一般的に含有している栄養成分の組成を著しく損なっていないこと
- 特定の疾病に罹患していない人が対象であること など

上記の要件を満たした上で、
2つの認定基準を選べます。

カルシウムやビタミンなど指定の
栄養成分の含有量を認定する

パターンA 【要綱第6】

ポリフェノールやアントシアニンなどの
関与成分に科学的な報告がある事実を認定する

パターンB 【要綱第6】

3 認定基準

パターンA

対象成分	<p>〈多い場合に認定する対象成分〉 N-3系脂肪酸、亜鉛、カリウム、カルシウム、鉄、銅、マグネシウム、ナイアシン、パントテン酸、ビオチン、ビタミンA、ビタミンB1、ビタミンB2、ビタミンB6、ビタミンB12、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸 ※食品表示基準別表11の上限値を超えないこと</p> <p>〈少ない場合に認定する対象成分〉 脂質、飽和脂肪酸、ナトリウム、コレステロール、糖類 ※過剰摂取させるものでないこと</p>
主な要件	<ul style="list-style-type: none">・日本食品標準成分表の同種の食品と比べ10%以上の有意差があること・第三者機関による成分分析の実施
認定文言	健康な身体づくりのために〈対象栄養成分〉の含有量を新潟市が認定したものです。 (本品〈単位〉あたり：〈対象食品に含まれる対象栄養成分の含有量〉、日本食品標準成分表の同種の食品(〈日本食品標準成分表に掲載の同種の食品名〉)〈単位〉あたり：〈日本食品標準成分表に掲載の同種の食品における対象栄養成分の含有量〉)

パターンB

対象成分	<ul style="list-style-type: none">・健康な身体づくりのための科学的報告がある関与成分（食品表示基準別表第9に掲載の成分を除く）
主な要件	<ul style="list-style-type: none">・ヒト介入試験の結果が査読付き学術論文誌に掲載されている関与成分を、ヒト介入試験と同量程度含有すること (①ヒト介入試験が日本国内で行われていること、②論文が特定の疾患、疾病的治癒又は予防を意図したものでないこと、③論文の研究対象とされた食品に係る健康の維持、増進効果に関する研究内容が、既知の科学的知見に照らして著しく合理性を欠くものでないこと④他者の論文を使用する場合、論文の権利者等の許可をとること)・関与成分の安全性を合理的に説明できる資料の提出
認定文言	この食品が含有する〈関与成分〉は、『健康な身体づくりのための科学的な報告』があることを新潟市が認定したものです。

4 表示イメージ



認定文言（例示）

パターンA

健康な身体づくりのためにカルシウムの含有量を新潟市が認定したものです。(本品100gあたり: 250mg、日本食品標準成分表の同種の食品(磯部せんべい) 100gあたり: 11mg)

パターンB

この食品が含有する大麦 β -グルカンは、「健康な身体づくりに関する科学的な報告」があることを新潟市が認定したものです。

- ・そのほか、「原材料名」や「消費期限又は賞味期限」など、食品表示基準を遵守した表示をする必要があります。
- ・要件を満たせば、栄養機能食品や機能性表示食品との併記も可能です。

認定マーク及び認定番号



【第0-00-0号】

その他の表示

- ①摂取方法
- ②健康増進法の許可を受けた特定保健用食品との違いの説明
- ③摂取上の注意
- ④利用上の注意
- ⑤食品表示法に基づく栄養表示
- ⑥認定食品に含まれる対象栄養成分又は関与成分の量



5 申請書類

書類	パターンA		パターンB	
	加工食品	生鮮食品	加工食品	生鮮食品
要領に定める様式	○	○	○	○
登記事項証明書（農業者の場合は住民票）	○	-	○	-
農業経営状況証明書	-	○	-	○
申請食品における原材料産地情報及び重量を含む原材料の構成がわかるもの	○	-	○	-
同種の食品の日本食品標準成分表の該当頁	○	○	○	-
成分分析におけるサンプリング計画、手順	-	○	-	○
申請食品における栄養成分の量及び熱量の表示に係る栄養成分等の分析結果の写し	○	○	○	○
食品衛生法に基づく営業許可証の写し	○	-	○	-
申請食品の概要（申請食品の仕様及び販売予定価格がわかるもの）	○	○	○	○
申請食品の工程表（申請食品の製造場所、製造方法がわかるもの）	○	○	○	○
申請食品のパッケージの表示見本	○	○	○	○
市町村税の納税証明書（未納が無い旨記載されたもの）	○	○	○	○
誓約書（①申請内容に虚偽がないこと、②消費者からの意見、照会に対する適切な対応の実施、③法令違反がないこと、④論文の作成者等の許可を受けていることを記載）	○	○	○	○
第三者機関において実施した対象栄養成分の分析結果	○	○	-	-
申請食品に含まれる関与成分について記載された論文（外国語で記載された論文についてはその日本語訳を付すものとする。）	-	-	○	○
論文が掲載された学術論文誌の写し及び当該論文誌の投稿規程	-	-	○	○
申請食品における関与成分の含有量測定結果の写し	-	-	○	○

6 制度運用

更新・取消等

3年ごとの更新制とし、申請内容に虚偽があった場合や関係法令の違反等が発覚した場合は認定を取り消します。

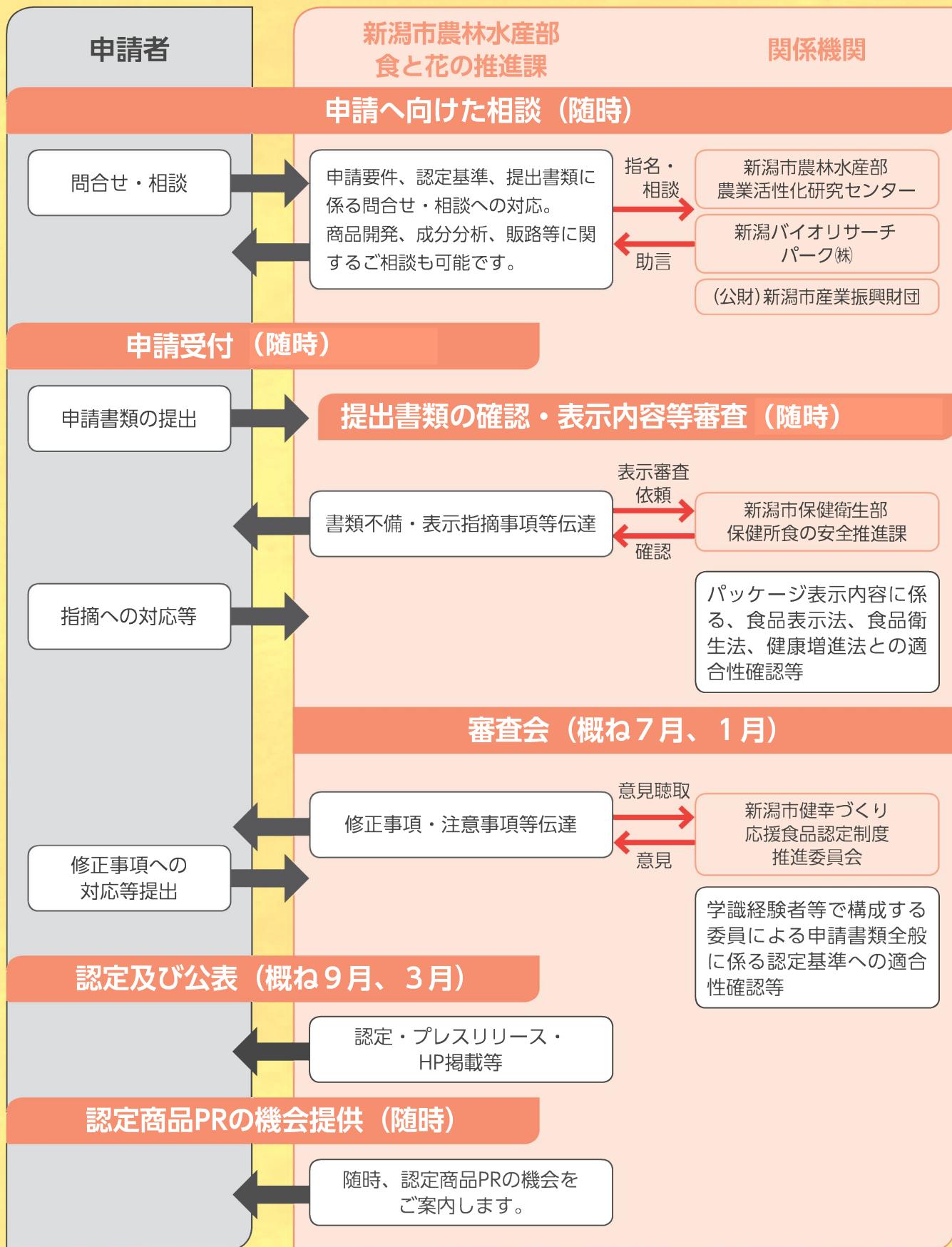
報告

認定翌年度より、認定食品の前年度の売上高や販売量について毎年報告が必要です。

品質の維持

認定食品の品質を維持し、安全性を確保するため、認定後も適切な製造管理・分析等を行って下さい。

7 申請から認定までのプロセス



このパンフレットは「新潟市健幸づくり応援食品認定制度」の概略をお示ししたものです。実際に申請を行う場合には、「新潟市健幸づくり応援食品認定制度運用要綱」及び「新潟市健幸づくり応援食品認定制度手続要領」並びにQ&Aなどが示されている新潟市のホームページをご覧ください。

制度全般に関するお問い合わせ

新潟市農林水産部 食と花の推進課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地
新潟市役所 ふるまち庁舎（古町ルフル）6階

電話：025-226-1841 FAX：025-226-0021
メール：shokuhana@city.niigata.lg.jp

新潟市ホームページをご覧になりたい方は
QRコードを読み込んで下さい



成分分析、論文等、技術的な相談窓口

●新潟市農林水産部農業活性化研究センター「食品機能性表示相談窓口」
新潟市南区東笠巻新田3043番地1 電話：025-362-0151

●新潟バイオリサーチパーク株式会社
新潟市秋葉区東島316番地2 電話：0250-25-1196

商品開発・販路開拓・企業連携等の相談窓口

●(公財)新潟市産業振興財団(IPC財団)ビジネス支援センター
新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT21 12階
電話：025-226-0550